

伊方訴訟ニュース

第 48 号

1977年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

第 31 回 公 判

しどろもどろの“権威ある”国側鑑定人

4ヶ月ぶりに証人調べの公判が開かれた。7月28日の午前は、地盤、地震についての原告側鑑定人、生越忠教授に対する国側の反対尋問。岩淵検事は鑑定の内容に全くふれず、「専門領域と原発とは関係ない」とか、「原発にはもともと反対で、原発関係者を御用学者だときめつけている」など、鑑定人としての不適格性を印象づけようと努力するが、教授の飾り気のない答弁で空転。つづく高津弁護士は、「ボーリングもしないで何が分る」といった調子で質問するが、生越教授から、「四電や国側鑑定人による限られたボーリング調査では、安全だという結論は出せない」と反論されて不発に終る。

午後は、国側鑑定人の木村敏雄東大教授に対する原告側からの反対尋問。最初から、中心的な争点となっている中央構造線について、新谷弁護士らから理路整然とした追及を受け、たちまちしどろもどろ。「中央構造線は四国の西部では不活潑だが、伊方の沖合では活動的かもしれない」とか、理由ぬきで、「沖合数100メートルのところを中央構造線が通っているとは私は思わない」など、没論理な言いわけに終始。またしばしば、鑑定書の内容と正反対なことを答え、「今のは思い違い

だった」と訂正して、裁判長からも注意される始末。当然ながら、原告・傍聴席から激しい非難の発言が相づく。

二日目の午前は、伊方原発の安全審査の実質的な担当者である、もとの科学技術庁原子炉規制課長児玉勝臣証人に対する反対尋問。「三原則をうたった原子力基本法は精神で、行政の法律的なよりどころではない」とか、「原子力の推進と規制とが一体なのは、むしろ当然である」などと、本心をのぞかせつつ、のらりくらりの官僚答弁。(13頁に続く)

8月の公判予定

現地出張裁判

8月18日(木)

午前 川口寛之原告の尋問

(八幡浜裁判所支所)

午後 伊方原発現場検証

第32回公判

8月25日(木)

原告本人尋問

26日(金)

(佐伯森武、加藤

重蔵、矢野浜吉の三原告)

四電と権力のあくどいやり方と、原告らの長年の苦しみを法廷に!

被告（国側）準備書面（九）

後半（前半は前号に掲載）

第四 原告適格を基礎付ける事実の具体性について

一 本件原子炉の危険性をいう原告らの主張の具体性の欠如

1 取消訴訟において原告適格を有するというためには、ある行政処分によって原告が何らかの損害ないし不利益を受けることをばく然と抽象的に主張するだけでは足りず、行政処分によって損害ないし不利益を受ける過程、損害ないし不利益の内容を具体的に主張する必要があり、これらの点についての主張がそれ自体において論理的、経験的に根拠のあるものでなければならぬ。更に、原告適格は本案審理のための要件であると同時に、本案判決をする上の要件でもあるのであるから、右の主張を裏付ける何らかの立証が必要であると解される（東京地裁昭和48年5月31日判決・行裁例集24巻4・5号471ページ参照）。

もっとも、行政処分と、発生すると主張されている被害との間の因果関係を認定するのに高度の専門技術的判断を要し、しかももし主張に係る現象が発生したときは重大な損害が生ずると認められるような場合には、右の間の因果関係につき相当程度の蓋然性があることの具体的な主張・立証がなされれば足りるとする議論もあり得ないではなからう。しかし、右の立場に立った場合でも、右の因果関係につき仮想に基づく観念的な万に一の可能性さえ示せば原告適格を肯定し得るとすることは到底できない。このような形で原告適格を認めることは、個別・具体的な利益の救

済を目的とする取消訴訟を民衆訴訟と区別し難くすることになるからである。

ところで、原告らが本件原子炉の運転によって（本件許可処分自体によってではない。）被ると主張する被害の中核をなすものは次の二点である。一つは、平常運転時の放射性物質放出による放射線被ばく障害であり、他の一つは、炉心浴融事故を初めとする原子炉事故による被害である。本準備書面では、以下において、右のような被害が発生することはあり得ないことを、原告適格の問題について判断するのに必要な限度で、非専門家にも理解しやすい例を用いて示すこととする。

2(一) 本件原子炉の平常運転時においては、年間0.0006レム程度の極めて低い線量の被ばくを与える放射性物質が環境に放出されるにすぎない（乙第五号証44ページ）。原告らは、これによる放射線被ばくの人体への影響を危くしているのであるが、これが全くのき憂であることは、右の線量と自然界に存在する放射線（いわゆる自然放射線）の線量とを比較することによって容易に理解することができる。すなわち、低線量の放射線被ばくが生物に与える影響についての純学問的な議論はともかくとして、我々人類は、地球上に誕生して以来、常に本件原子炉から放出される放射性物質による被ばく線量よりはるかに多い線量の自然放射線を受け続けてきた。自然放射線による被ばく線量は、日本において、東日本では年間0.05ないし0.09レム、西日本では年間0.06ないし0.11レムである。このように、東日本と西日本との間には、

自然放射線による被ばく線量において、年間0.01ないし0.02レム程度の差が認められまた、本件原子炉が設置されている愛媛県について見ても、伊方町近傍の大洲市では年間約0.07レム、松山市の道後においては年間約0.13レムと、実に約0.06レムの差が認められるのである。しかしながら、これら自然放射線による被ばく線量の異なる地域相互の比較をしてみても、放射線被ばくによっても生ずるとされる白血病を初めとするガンその他の障害や遺伝的障害の発生率には、統計学上有意な差があるという結果は全く得られていない。いわんや、本件原子炉の平常運転に伴って放出される放射性物質による被ばく線量年間0.0006レムは、右に述べた自然放射線による被ばく線量の地域による差よりもはるかに低いものであるから、このことのみによっても、本件原子炉の周辺公衆に白血病を初めとするガンその他の障害や遺伝的障害を与えるおそれは全くないと考えられるのである。

□原告らは、微量放射線の影響についても「しきい値」の存在が認められていないので、いかなる微量の放射線被ばくも人体に有害である旨主張する。しかし、「しきい値」の存在が認められていないということは、現在までの知見による限り、それ以下では人を含む生物に絶対に影響がないと断定できるような被ばく線量を明確な数値をもっては示すことができているということの意味するにすぎない。微量放射線の影響の理論的可能性について、これを全く否定することはせずに対処するという態度は、純粋に学問としての自然科学のレベルあるいは放射線防護の目的の場面に限ってのものであって、現在までの

数多くの研究によっても微量放射線の人体への影響を示す有意な報告がなされていない以上(乙第二二号証108ページ、乙第八一号証139ページ)、現実的には、本件原子炉から放出されるような極微量放射線についてはもちろんのこと、「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被ばく線量等を定める件」で定める許容被ばく線量の年間0.5レム程度の微量放射線の被ばくによる人体への影響はないといえることができるのである。このことは、国際放射線防護委員会(ICRP)の1965年勧告における「委員会は、しきい値が存在しないという仮定、および、すべての線量には完全な加算性があるという仮定は正しくないかもしれないということは知っているがこのような仮定によって危険を過小評価することになるおそれはないことに満足している。」という記述(同勧告(7)項、乙第二三号証3ページ)からも十分読み取ることができるのである。

□要するに、原告らは、いかなる微量の放射線であっても、それを放出する原子力発電所はその存在を認めない、との立場を採るものであるが(原告準備書面(一二)4ページ~6ページ、125ページ~128ページ、177ページ)、それは一つの「思想」ではあろうけれども、余りにも非現実的な考え方と言わざるを得ないのである。ただし、人類が自然界との共存を図り、これとのかかわり合いの中に今日まで生存を保ってきたのは、自然界に無限とも言い得るほどに数多く存在する危険を克服し、制御した上、更にこれを利用することによってその発展を図ってきたからであるとも言い得るからである。人類がエネルギーを必要とするという事実が否

定し得ないものである以上、そのエネルギー源を何に求めるかは、今日の世界情勢、経済事情等々に関する総合的な判断に基づいて策定されなければならない高度に専門的、政策的な課題である。そして、我が国は、国会の制定した法律によって、原子力をエネルギー源とする方途を選択したのであり、原子力からエネルギーを得る方法として原子炉を設置することを定めたのである（原子力基本法、原子炉等規制法は、いうまでもなく、このことを前提とするものである。）右選択に当っては、当然原子炉の設置、運転により原子炉施設の周辺は極めて微量ながら放射線に被ばくされることが本来考慮されているのであるから、原告らの右の主張は、原子炉を設置して原子力をエネルギー源とする立法政策それ自体を批判するに帰するものであり、本件許可処分により原告らがいかなる権利利益を侵害され、そのことによって原告らは本件許可処分の取消しを求める原告適格を有するものと認め得るか、という被告の提起した問題点を解明するのに役立つものではない。

3(一) 本件原子炉の構造は、他の加圧水型原子炉と特段異なるところがないから、非専門家でも最も簡明に本件原子炉の安全性を推測する方法は、本件原子炉と同型の原子炉の場合を中心に、過去における発電用原子炉の運転実績、特に故障ないしは事故の態様及びその際の放射性物質放出の状況を知ることである。

現在のような構造・機能を有する発電用原子炉が実用化された昭和29年ごろから現在まで、世界中で179基の発電用原子炉が設置されたが、このうちいわゆる軽水炉は112基であり、更に、そのうち本件原子炉と基本

的に同型の加圧水型原子炉は66基である。

これらの発電用原子炉の現在までの運転実績は1000炉年（現在までに運転された発電用原子炉の運転年数を合計したもの）を超えており（証人内田秀雄第1回証言調書22ページ、乙第30号証2ページ）、その間においても、またその後今日までの間においても、運転中に発生した故障ないし事故のうち周辺環境に放射性物質の放出をもたらしたものの数はごくわずかしがなく、しかも、そのような故障ないし事故の場合であってもその放出量は無視し得るほど極めてわずかなものであって、周辺環境に影響をもたらすには程遠いものばかりである。そして、原告らも認めているように（原告準備書面（一二）722ページ）、周辺公衆に放射線障害を与えるような事故は、いうまでもなく、これまでただの一度も起こっていない。

□ なお、原子炉の発達の初期の段階において、軽からざる事故が一、二発生しており、原告らはこの点を原子力発電の危険性を示す例としてしばしば引用している（例えば、原告準備書面（一二）387ページ、甲第三五号証64ページ～68ページ）が、そのような事故を起こした原子炉は、いずれも特殊な目的の下に建設されたプルトニウム生産炉（ウィンズケール原子炉）や可搬型軍用原子炉（SL-1原子炉）である。今日の発電用原子炉では、何重もの防護策が講ぜられ、何らかの異常が起こっても事故に至るはか事前の段階で防止されるようになってきているのに比べると、右のウィンズケール原子炉やSL-1原子炉においては何ら安全策が講ぜられていなかったに等しいと言えるのであるから、これらの原子炉における事故例をもって

今日の発電用原子炉の安全性をうんぬんすること自体全くの誤りである(乙第三〇号証220ページ以下)。

すなわち、ウィンズケール原子炉は、1950年、プルトニウム生産用原子炉として作られた空気冷却、天然ウラン、黒鉛減束の原子炉であって、燃料棒を冷却した空気は直接大気中に放出される構造となっていた。その事故は、1957年右原子炉において、黒鉛の歪として蓄えられているウィグナーエネルギーの放出操作中、燃料棒が急速に加熱し、熱によって露出したウランの酸化をもたらし、核分裂生成物が大気中に放出されたことから、風下方向50キロメートルの範囲において約6週間にわたり牛乳の廃棄を行ったというものである。右原子炉の構造は、本件原子炉に例えれば、原子炉を冷却した一次冷却水を直接環境に放出する構造といえるが、現在の発電用原子炉にはかかる無防備の原子炉はないのである。

また、SL-1原子炉は、飛行機で運搬することができる小型の南極駐屯部隊用の電源として設計された特殊な沸騰水型原子炉であって、制御棒は五本しかなく、したがって、制御棒を一本でも引き抜くと、たちまち原子炉が臨界状態となる仕組みになっていた。事故は、1961年、右原子炉を定期保守等のため停止し、修理作業等を行っていた際、作業員が誤って制御棒を引き抜いたため、原子炉が暴走し、原子炉内の圧力が上昇して、原子炉容器の蓋が吹き飛ばされ、原子炉の上でいた作業員3名が死亡したというものである(なお、右原子炉は通常の建物内に設置され、格納容器はなかったが、建物が格納容器の働きをし、建物外への放射性物質の放出は

わずかであった)。これに対し、現在の発電用原子炉は、一本の制御棒を引き抜いても臨界になることはなく、また、仮に誤って全部の制御棒を引き抜いても(実際には誤って引き抜くことはできない設計となっている。)暴走することはない。

曰 以上によって明らかなように、現在の発電用原子炉では、たとえ異常な状態が生じたとしても、あらかじめ用意された種々の安全対策が効を奏しているのであるが、このことから、本件原子炉において仮に事故が起こったとしても、そのために周辺環境に放射性物質を放出することはなく、また、百歩譲って周辺環境に放射性物質を放出したとしても、その量はごくわずかであって、周辺環境に影響を及ぼすことはあり得ないことが十分理解できよう。

四 なお、本件原子炉については、昭和52年1月29日臨界に達した後、各種試験の実施がすべて順調に行われているが、このことは、本件原子炉が設計どおり安全に建設されており、今後安全に運転され得ることを裏付ける重要な事情と考えられるので、以下この点について簡単に付言する。

本件原子炉は、全設備及び全システムの機能試験を経た後、昨年12月18日には燃料の装荷を完了し、更に各種安全系統の試験等を繰り返した後、本年1月29日には、核分裂連鎖反応がある一定の割合で継続するいわゆる臨界に達した。

その後、出力分布測定試験、制御棒の制御能力を調べる試験、放射線を実測する試験等が繰り返し行われたが、その結果本件原子炉は機能的にすべて所期の性能を有していることが確認されたため、2月4日からは原子炉

の出力を徐々に上げるとともに蒸気を発生させてタービン・発電機を回転させ、同月17日からは20パーセントの出力で、また、同月27日からは35パーセントの出力で、更に3月20日からは50パーセントの出力で、それぞれ蒸気発生器水位試験、原子炉制御系統試験、負荷しゃ断試験、出力分布や放射線レベルの測定試験等が行われ、原子炉及び発電設備ともすべて所定の機能を有していることが順次確認された。

次いで、4月5日から同月22日までは原子炉を停止した上各種機器の状態が入念に点検されたところ、いずれの機器においても異常のないことが確認されたので、再び同月23日から50パーセントの出力で前記と同様の各種試験が繰り返し行われているが、これらの試験も現在のところすべて順調に進んでいる。

4(一) 非専門家において原子炉の安全性を理解するための比較的わかりやすい他の説明手法としては、そのリスク(潜在的危険性)を確率論的手法により数値をもって示す方法がある。この点でどうしても触れなければならないのは、ラスムッセン報告についてであるが、この報告は、原子炉のリスク(事故の起こる確率とそれによって生ずる被害の大きさとの積として理解される。リスクの概念については、証人内田秀雄第一回証言調書200ページ、乙第二五号証61ページ以下参照)がどの程度になるかを、他の人為的危険又は自然災害と比較したものである。これは、当時のアメリカ原子力委員会(AEC)によって、マサチューセッツ工科大学(MIT)のラスムッセン教授(N. C. Rasmussen)の指導の下に、約3年の歳月と約400万ド

ルの経費を費やして、多くの科学者・技術者を動員して行われた研究の成果である。そして、このラスムッセン報告は、原子炉の安全性を確率論的手法によって示した本格的な研究としては唯一のものであり、原告らのような批判(原告準備書面(一二)725ページ以下)にもかかわらず(それらの批判が適格でないことについては、乙第七六号証45ページ～52ページ参照)、現在極めて高い評価と権威が与えられている。この報告によると、一個人が一年間に原子炉事故に遭遇して死亡するリスクは、原子炉100基をひとまとめとしても50億分の1であり、同一の想定につき自動車事故が4000分の1、火災が2万5000分の1のリスクを有するのに比して、はるかに小さい。これを炉心熔融事故を想定して別の形で表現すれば、原子炉100基をひとまとめとして考えても、一度に10人以上の死亡を伴う事故発生の確率は3万年に一回であり、1000人以上の死亡を含む事故の発生については、100万年に一回である。興味深いことに、この値は、一個の隕石がアメリカ合衆国の人口集中部に落下して一度に1000人を死亡させる確率と一致している。(乙第三号証22ページ、乙第七五号証155ページ)。

(二) ところで、右に述べた原子炉の安全性を確率論的手法によって示す方法には誤解を招きやすい点がある。それは、右にいう確率をもって、想定された事故が必ず発生する時間的ひん度を示すものとして誤って受け取られるおそれがないことである。しかし、右にいう確率は、「宝くじが当たる確率」などという場合の確率とは意味が全く異なる。例えば、想定された事故の発生する確

率が100万年に一回であるという意味は、当たりくじが100万本に1本あるというのとは全く異なり、当該事故の発生するリスクすなわち、あくまでも顕在的でない、潜在的な危険性の程度を数値をもって示したものにすぎない。換言すれば、その数値は、原子炉の有するリスクの程度を説明する一つの手段いわば「方便」といってよいものである。したがって、100万年に一回起こり得るとされている「事故」といっても、これは純粋に頭の中だけで、すなわち観念的に想定されたものであって、右程度の発生確率を有するにすぎない「事故」というものは、現実には起こり得ないといって何ら差し支えないのである。

二 原告らの主張の特徴

前項において述べたところから既に明らかなように、本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、極めて具体性を欠くものであるが、本件訴訟の論点、特に原告適格の有無に関する論点を明確にする意味から、次に、原告らの主張全般に共通する特徴を挙げてみたい。

1 原告らの主張は、一般的・抽象的である。

(一) 本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、本件原子炉固有の欠陥あるいは問題点を指摘するものではなく、原子力発電一般の危険性を訴えようとするものである。また、本件許可処分的手続的違法として主張するところも、原子力行政一般の在り方、ひいてはエネルギー政策の一環としての原子力政策の当否をうんぬんするに等しい。

ここで裁判所の注意を十分に喚起したいのは、原告らが「本件伊方原子炉の」という形

容句を頭につけている指摘事項であっても、これらはすべて本件原子炉固有の問題を言っているのではないということである。原告らは、本件訴訟を通じて本件原子炉に関する資料、情報を多く入手し得たことから、本件原子炉を一つの例にとって原子力発電一般についての議論を展開しているのである。このことは、原告らのこれまでの主張、原告らの提出に係る書証等の証拠を少し注意深く見れば、容易に理解し得るところである。この意味において、原告らは本件訴訟を一つの「象徴」に仕立てようとしているものと見てよいであろう。なお、立地、敷地の地盤の適合性についての問題点は、当然各原子炉に固有のものも存在するはずであるが、原告らの右の問題点についての主張も、原告らの指摘するような問題が原因となっていかなる原子炉事故が発生するのかがという点について、具体的かつ合理的な説明を行っているものではなく、結局、右主張は、「原子力発電はそもそも危険である。」というばく然とした認識に基づく抽象的記述の域を少しも脱してはいないのである。

(二) 原告らの主張が右のように一般的・抽象的であることの根本的原因は、再三述べるように、原告らがそもそも原子力発電というものの存在自体を根本から否定する考えを有しているところにある。原告らは、原子力発電技術の状況のいかんにかかわらず、その存在を認めないとする立場のように理解される。このことは、原告らの従前の主張を総括した準備書面(一二)の冒頭の章の最後の部分を「原子力発電は人類の生存と両立しない。」という言葉で結んでいるところに如実に示されている。

また、原告らは原子力基本法は憲法違反である旨の主張をしているが、このことも原告らの立場を明確に示している。すなわち、同法は、国会で審議がなされた際、その当時の与党・野党を含む全党の一致で可決され成立したものであって、同法の成立により我が国においてはエネルギー源として原子力を積極的に利用する旨の我が国エネルギー政策の基本方針が樹立されたものと言うことができる。したがって、この法律の合憲性を根本から否定する原告らの主張は、とりもなおさず、我が国のエネルギー政策における原子力発電の存在それ自体を根本から否定する政策的立場に原告らが立脚していることを如実に示すものであるが、原告らのこのような考え方は、一つの「思想」としてはあるいは成り立ち得るにもせよ、前に述べた裁判所の本来的機能に照らせば、原告らが右のような「政策的立場」ないしは「思想」に対する是非の判断を裁判所に求めること自体そもそも無理と言わざるを得ないであろう。

原告らの右のような「思想」の根底を流れる重要な基本的観念と見られるのは、原子力発電の原理は原子爆弾の爆発原理と共通するということである。このことは、原告らの前記準備書面の冒頭の部分を広島市の平和の鐘の記述から書き始めていることに象徴的に示されている。

「広島」、「長崎」は、日本国民全体の、ひいては人類の大きな悲劇であったが、それは日本の原子力開発・利用にとっても大きな不幸であったと言えよう。というのは、日本においては、この不幸な体験のゆえに、原子力開発・利用に関するすべての問題に対して国民の冷静な目が失われ勝ちになっていると

言えなくはないからである。原子爆弾と発電用原子炉とを比較した場合、それらにおけるエネルギーの取り出し方、すなわち実際の核分裂の仕方は相互に全く異質のものである。すなわち、前者はいりまでもなく爆発を本来の目的とするものであるが、後者は爆発とは無縁のもので、継続的に一定の熱を取り出す機構のものである。更に具体的に言えば原子爆弾に用いられるウランは、発電用原子炉の核燃料に用いられるウランに比べて核分裂を起こすウラン235の含有量が桁違いに大きく、発電用原子炉の核燃料のウラン235の含有量がせいぜい2ないし4パーセントであるのに対して、原子爆弾はほぼ100パーセント近いものである。このため、原子爆弾はいわばネズミ算的に核分裂の連鎖反応を起こして爆発するが、他方、原子炉の核燃料は、いかにか多量に集めても、物理学の法則上、際限なく核分裂の連鎖反応を起こすことはないのである（乙第七六号証9ページ）。

2 原告らの主張は、極めて仮定的である。

これは、右1で述べたようにその主張が一般的・抽象的であることからの当然の帰結でもある。すなわち、原告らが本件原子炉の運転によって受ける被害として主張するところを少し注意深く見れば、いずれも、「もし何々の事態が起これば……」といった仮定が幾重にも積み重なったものか、あるいはその仮定の記述さえも省略して被害の結論のみを述べたものであって、その被害の生ずる過程についての具体的かつ合理的な説明はなされていないことが容易に判明する。

原告らの主張のように、原子炉において想定し得る異常事態を極限まで積み重ねること、

換言すれば原子炉における多数の各種安全装置がいかなる段階においても全く機能しないとの仮定を置くことは、究極的には原子炉の運転によって炉内に生ずる放射性生成物をそのまま「裸の形」で原子炉サイトに置いたような事態を想定することを意味する。炉心溶融事故に関する原告らの主張も、帰するところ、この種の主張にほかならない。そもそも規模の大小を問わず炉心溶融事故が起こることそれ自体が、例えば、①極めて堅ろうなステンレス鋼製の一次冷却系配管が、②瞬時に破断し、同時に③外部電源が喪失し、更に④非常用電源も使用できず、しかも⑤多重性をもった非常用炉心冷却装置（ECCS）の全部が作動しないという、現実にはあり得ないというべき仮定を幾重にも積み重ねない以上到達し得ない結論なのであるが（そもそも炉心溶融事故なるものそれ自体が、原子力発電の持つ潜在的な危険性を具体的に示す手法の追求のために仮想されたものである。）原告らの右の事故についての主張は、まずある日突然に炉心溶融が起こったという無理な仮定を行い、その仮定の上に立って、更にこの炉心溶融が①全炉心溶融である旨極限的に仮定を拡大し、次に、②压力容器溶融貫通が起り、③格納容器スプレイ系が働かないため格納容器の冷却ができず、④格納容器が破裂する等の多くの仮定を積み重ねた上、最終的には右に述べたような極限的事態を想定するに至るのである（原告準備書面（一二）

762ページ～763ページ、824ページ）

このような原告らの主張は、つまるところ原子炉の安全性確保に係る科学技術を全く信頼しないことに帰するわけであるから、原子力発電というものの存在自体を根本から否定

する考え方と根底において結び付くものである。しかし、このような考え方は、前にも述べたように、結局は一つの「政策的立場」ないしは「思想」なのであって、原告らの主張は、右のような考え方の是認を裁判所に求めるものというべく、このような「政策的立場」ないしは「思想」の是認の判断それ自体を原告らの原告適格の基礎とすることは、原告適格に対する判断における個別性・具体性を没却するものとして失当であることはいうまでもない。

4 もっとも、原告らの主張は、部分的には極めて詳細であり、またその量もほうり大であるため、それが相当具体性を有するものとの錯覚を生ずるおそれはない。しかし、右のような原告らの主張は、これを注意深く見れば、本件安全審査の在り方や被告の主張を断片的に取り上げてこれを批判するに終始するものにすぎず、しかも、それらの批判の中には、極言すれば、いわゆる「揚げ足取り」的なものが少なくはないのであって、このような批判的主張をいかに数多く詳細に述べたからといって、原告らが自らの論理と科学的根拠によって原告適格を基礎付けるに足る具体的事実を積極的に呈示したことになるものでないことは極めて当然である。

5 なお、本件訴訟に関連して、高松高等裁判所は、昭和50年7月17日、原告らの文書提出の申立てを認容した松山地方裁判所の決定に対する即時抗告申立事件において、本件原告らの原告適格の問題に言及し、「原告適格を認めるための前提である法的に保護された利益が侵害されるか否かは、当事者の主張自体に照らし一般的・抽象的に判断すべきものと解すべきである。」と判示している

(行裁例集26巻7・8号897ページ)。
右判示が、法的に保護された原告の利益が侵害される旨を一般的・抽象的に主張しさえすればそれだけで原告適格が認められるとするものかどうか、必ずしも明確ではないが、もしそのような趣旨であるならば、これは、明らかに、原告適格の有無を基礎付ける権利利益の侵害の有無については、裁判所の認定した具体的事実に基づき、事案に即して個別的・具体的に判断してきたこれまでの裁判例(例えば東京地裁昭和48年5月31日判決・行裁例集24巻4・5号471ページ、東京地裁昭和48年11月6日判決・行裁例集24巻11・12号1192ページ)の傾向から著しく逸脱するものと言わなければならない。そればかりでなく、右の判示部分は、原子炉設置許可処分の当否について本案判決を求めるにつき、周辺住民に原告適格があるか否かという問題自体に対する判断を行ったものではなく、本件の本案訴訟の審理の過程において問題となった文書提出命令の要件である民事訴訟法三二条三号にいわゆる「法律関係」の有無の判断の一環として触れられたにすぎないものであることに十分留意しなければならない(本案判決についての原告適格の有無と付随手続における申立人適格の有無とは、裁判所の認定の仕方に差異があると考えられるが、この点については、いわゆる国立歩道橋事件の第一審裁判所における、執行停止申立てに対する決定(東京地裁昭和45年10月14日決定・行裁例集21巻10号1187ページ)及び本案判決(東京地裁昭和48年5月31日判決・行裁例集24巻4・5号471ページ)における申立人適格及び原告適格に関するそれぞれの判示を対比

されたい。)

第五 本件許可処分の法的効果について

一 原子炉設置許可処分の法律上の位置付け

1 取消訴訟の本来的な機能、目的が、当該行政処分によって生じた違法状態を排除することにより個人の権利利益を救済することにあることはもちろんであるから、適法な取消訴訟であると言わなければならないが、当該行政処分を取り消すことによって、直接に、原告の主張する損害ないし不利益が除去されるようなものでなければならぬわけである。これを原告適格の問題に即して言えば、原告において当該行政処分の取消しを求める原告適格があると言い得るのは、その行政処分自体の直接の効果として、原告の「法律上の利益」に対し損害ないし不利益を生ずる場合であることを要するということになる。そこで、本件における原告らの原告適格の有無を考えるには、原子炉設置許可処分がどのような法的効果を持つかを検討する必要があるが、それには、まず、原子炉の設置・運転に関する数多くの行政上の規制手段の中で、原子炉設置許可処分がどのように位置付けられているかを見なければならない。

2 発電用原子炉には、原子力施設としての面と電気工作物としての面との二つの面がある。そして法の規制もこの二つの流れに沿って行われている。すなわち、その原子力施設としての面については原子炉等規制法に基づく内閣総理大臣の規制を受け、電気工作物としての面については電気事業法に基づく通商産業大臣の規制を受けることとなっている。そして、発電用原子炉の本来的な機能はい

りまでもなく発電にあるから、原子炉等規制法による規制は原子力施設固有の事項に限られ、それ以外の、電気工作物の問題として取り扱うのが規制上便宜であると考えられる多くの事項については電気事業法によって規制される（原子炉等規制法七三条参照）こととなっている。

したがって、原子力施設固有の問題ではあっても、そのすべてが原子炉設置許可処分の際に判断されるのではない。右処分の法的性質は、当該原子炉が安全性を初めとする公益適合性を有するとの判断に基づいて、申請人に対して原子炉を設置し得る法的地位を付与する実質を有するものであると解される。それゆえ、右処分にしては、原子炉の安全性等技術的問題については、右のような性質を有する許可を付与すべきか否かという観点からの判断に必要な限度において検討される。更に細部にわたる具体的なし実際上の技術的事項については、後続する設計及び工事の方法の認可（原子炉等規制法二七条。発電用原子炉については電気事業法四一条の工事計画の認可）、使用前検査（原子炉等規制法二八条。発電用原子炉については電気事業法四三条の電気工作物の工事の使用前検査）などの一連の規制手段が存するのである。なお、原子炉設置許可処分の位置付けを理解する上で最も良い例は、原子炉についての規制の仕方と再処理施設についての規制の仕方との差異の中に示されている。すなわち再処理事業は動力炉・核燃料開発事業団が独占的に行うことになっているために（原子炉等規制法四四条）、原子炉設置許可に相当するものがなく、原子炉の場合には設置許可処分の後になされている設計及び工事の方法の認可が最

初の規制手段である（原子炉等規制法四五条。同法二七条（発電用原子炉については電気事業法四一条）と対照されたい。）。このことは、原子炉設置許可処分の法的性質が、ある者に対し、その者において原子炉を設置し得る法的地位を付与する実質を基本とするものであることを示すとともに、右処分の際に原子炉に関する技術的問題のすべてが検討されるのではないことを明確に示している。

要するに、実定法の定めによれば、いわゆる「原子炉の安全性」というとき、行政上の規制手続の面に限って見ても、それは原子炉設置許可処分のみによって全面的に担保される仕組みではなく、右処分に加えて後続する一連の規制手段が全体として安全性の担保として働く仕組みとなっているものと理解されるのである。

以上に述べたような原子炉設置許可処分の法律上の位置付け、法的性質を前提として、原告らの原告適格の有無を次に検討することとしたい。

3 原子炉設置許可処分は右のような法的性質を有するものであるから、右処分それ自体を取り上げて考えてみると、それ自体が周辺住民に対して直接法的な不利益を及ぼすことは本来あり得ないが、右処分は当然後続する原子炉の「設置」行為を予定するから、右処分の規制の面からの効果が直接及ぶ範囲としては「設置」の段階まで含むとする考え方も十分あり得るであろう。そして、議論の組み立て方によっては、更に論を進めて設置後の平常「運転」をも右の直接の効果に含める考え方も全くあり得なくはないかも知れない。しかし、当然のことながら、原子炉設置許可処分は「事故」による周辺住民の放射線

被ばくを目的としているとか、それを当然予定しているといったものでないことはもちろんのこと、周辺住民に対し、その生命、身体財産に関する権利利益を法的に制限し、危険の受忍を強制するものでもないのであるから、仮に平常「運転」を右処分の直接の効果として捕らえることができるとしても、「事故」までその直接の効果として考えることができないことは多言を要しない。被告がここでいう「事故」とは、①人に危害を与えたり、人の健康や生命に影響のある「事故」、又は②財産上の損害を及ぼす「事故」を指すのであって、これらと区別すべき、③異常な運転状態、④機器の故障、⑤発電が計画どおりでできなかった等のいわゆる「トラブル」を含まない。③ないし⑤の場合は、これを「事故」と区別して、「異常運転」又は「故障」というべきものである。(乙第三〇号証 213、214 ページ)。もし、本件原子炉の運転が周辺住民たる原告らに何らかの具体的損害ないし不利益を与える場合があるとすれば、それが①及び②の場合に限られることは明らかである。したがって、原告らが本件許可処分の取消しを求める利益を有すると言わんがためには、本件許可処分の直接の効果として、①又は②の事態が発生する、平易に言えば、本件許可処分が①又は②の事態の発生を当然予定していると言えなければならない。ところが、原子力発電が始まってから22年、実用規模の軽水型原子炉の経験が既に十数年、運転中の原子力発電所の数が約180基となった現在までにおいて、商業用原子力発電所につき、③ないし⑤の事態が時折発生したことは否定できないが、再三述べるように、①又は②の事故が発生した例は皆無であり、ま

た将来にわたってもそれらが実際に起こることは考えられないのである(乙第三〇号証 214 ページ)。

以上で明らかのように、①又は②の事態が発生して原告らがその主張するような被害を被るとの原告らの主張は、あくまでも頭の中だけで展開された観念的な可能性に依るものにすぎないのであるから、原告らが本件原子炉固有の欠陥あるいは問題点を個別的・具体的に指摘しない以上、右のようなばく然とした可能性を意味するにすぎない「事故」について、直ちにこれを本件許可処分の直接の効果と捕らえることは不可能であり、したがって、それをもって本件原子炉設置許可処分の取消しを求める原告らの原告適格を基礎付けることもできないのである(万一、③ないし⑤の事態から①又は②の事態に発展するおそれが生じたときは、その都度直ちにそれに対応した安全管理上の措置、原子炉等規制法、電気事業法等に基づく各種の行政上の規制措置がなされることはいうまでもなく、また司法手続による救済手段としては、問題の解消を求める民事訴訟を提起し得るはずである。)

二 原子炉設置許可処分の公定力

前項で述べたことについては、原告適格の問題を原子炉設置許可処分の公定力との関係から考察しても同様の結論が得られる。すなわち、仮に本件原子炉の運転に伴い、周辺住民に放射能汚染等の危険があるとしても、原子炉設置許可処分は、前に述べたように、その危険の受忍を周辺住民に強いるものではなく、この面において公定力を有するものではない。したがって、原子炉設置許可処分が有効に確定し、これを取り消し得なくなった後においても、もし周辺住民の生命、身体、財

産に対する侵害の差し迫った危険があるのであれば、許可処分者に対してではなく、原子炉の設置者に対して、周辺住民が、直接、適切な措置等を要求する私法上の権利を有することは当然であろう。

これを要するに、行政処分の取消しの訴えは、法技術的には違法な行政処分の公定力を失わせることを目的とする訴訟であって、行政処分の公定力の存在を前提とするものであることはいうまでもなく、したがって、原告らの主張する生命、身体、財産に対する侵害の面に関して、本件原子炉設置許可処分が公定力を有しないのももちろんであるから、この意味においても、原告らに本件許可処分の取消しを求める利益を認めることはできず、原告らは原告適格を有しないというべきである。

(1頁から続く)

しかし、「温排水の拡散範囲は審査の対象だ」と認めたり、伊方原発の使用済燃料の処理のメドが全く立っていないことを追及されてしどろもどろになったりする。

予定された証人の尋問はすべて終り、午後からは、原告の井上常久さんに対する主尋問、四電と国、地方自治体とが一体となって、いかに住民を無視し、その要望を切りすてていったかを、平松弁護士の間に答えつつ、数々の事実を通してとつとつと語る。国側代理人たちは、目をつむり無表情を装っていたが、胸をさされる思いをした人たちもいたことであろう。

最後に国側から、原告らの主張を総括した原告準備書面(12)に対する反論を含め、その主張をまとめた大部な書面が提出された。国側の主張は、原告らが主張する被害は具体

性を欠いているので“門前払い”にせよと要求し、同時に、原子力発電は国の方針で、裁判所が、原告らにまでわさされて、「高度な専門技術」に口出しすべきでない、との脅迫めいた文言を随所に織り込んでいる。

総括集会では、間近かに迫った結審を目指し、原告、弁護団、支援者一体の、最後の闘いを押し進めることを誓い合った。(Q)

伊方原発2号炉

松山で第1回口頭異議申立て

「訴訟ニュース」46号でお知らせしたように、2号炉についての総理大臣あての異議申立ては、さる5月28日に提出、受理された。その際、申立人(合計54名)らは、審査資料の公開と、口頭による意見陳述とを要求し、まもなく、それらは認められたが、申立ての会を八幡浜市でやってほしいとの要求は、東京でということに固執する科学技術庁の反対にあい、折り合いがつかないままに経過してきていた。この間、湯山代議士を介しての接渉や、さらにさる7月28日の公判日に松山地裁で、科学技術庁松田規制課長を相手に団体交渉も行なわれた。その結果、科学技術庁側は8月はじめに、「次回公判前日の8月24日、午後1時半から3時間、松山市民会館で行いたい」旨、申し入れてきた。申立て団では、不満足ではあるが、地元で開くという原則が貫かれたとして、この申し入れを受ける旨回答した。

現地では、申立団を中心に準備が進められているが、松山や全国各地の皆さんに、代理人として、また傍聴人として、申立ての会に参加されるよう呼びかけていくことにしている。

最終準備書面作成のための 資金借入れ計画の訴え

さきに皆さんのご支援を受けて作成しました準備書面(12)に対し、1頁に報告しましたように、国側は約半年もたつて、ようやく反論を提出してきました。その内容はお粗末の一語につきませんが、これで国側の主張の全輪郭が明らかになりました。原告らの主張と彼我の優劣は、すでに準備書面(12)で明らかになっています。しかし弁護団では、国側の反論を検討した結果、9月あるいは10月に予想される結審に備え、その後の証拠調べの結果もふまえて、原告らの主張をさらにより明快な形で裁判所に提示しつつ、国側の主張と反論に決定的な反撃を加えた書面を作ることを決定しました。その書面の内容は、結審に際して最終陳述されることになるでしょう。すでに弁護団では、その作成作業に入っていますが、その内容は、量的にも、準備書面(12)を上廻るものになるだろうと予想されています。

書面作成に当たっての最大の壁はその費用です。「支援する会」としましては、準備書面(12)も皆さんからの100万円に及ぶカンパによって作成できた経験をふまえ、資金調達に全力をあげることによって、全面的に支援したいと考えています。さきの準備書面の経験から、今回の書面の作成費の回収も十分可能だと判断し、下記の資金借入れ計画を立て、皆さんに訴えることにしました。

資金借入れ計画

- 目標額：300万円
- 払込み金額：1口1万円(何口でも、また

分割払込みや、1口未満でも結構です)

- 払込み方法：なるべく為替口座に
- 払込み期限：なるべく9月末までに
- 返済期日：昭和53年3月末までに
- 無利子ですが、でき上った書面を割引でおわけします。

会員や読者の皆さん、そして、支援していただく個人や組織の皆さん、まことに急なことです。結審を目指す最終準備書面の重要性をご理解いただき、本計画達成のためにご協力下さいますようお願い致します。

(資金借入れ計画責任者 久米三四郎)

会計報告 (77.7/10~8/8)

<u>収入</u>	
会費	88,000
ニュース購読料	29,100
準備書面売上金	15,000
カンパ	24,000
計	156,100
<u>支出</u>	
ニュース代金	100,000
郵送料	11,710
為替手数料	1,320
31回公判援助費	442,880
交通費(追加分)	112,780
行動費	215,000
宿泊費	115,100
現場検証予約航空券	132,600
32回公判予約航空券	138,700
コピー代	6,195
会場費	8,400
資料費	6,050
事務用品	19,490
計	867,345
差引	-711,245
借入金合計	1,149,018